



はじめに

今年は、台風の襲来や集中豪雨の発生などにより、日本各地に甚大な被害がもたらされました。また、夏には連日の猛暑により、熱中症患者が多く救急搬送されるなど、異常気象という言葉を目にする機会が多い1年でした。

地球規模で起きている環境の変化や、異常気象の原因のひとつと言われている地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる緊急課題となっています。

この地球温暖化をくい止めるためには、私たち一人ひとりが、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を削減する取組を着実にやっていく必要があります。

平成28年11月に発行したパリ協定に基づき、日本においても、温室効果ガスを2030年度までに2013年度比で26%削減することを目標とし、地球温暖化対策に資する賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」が推進されています。

今、私たちに求められていることは、一人ひとりが環境問題に真摯に向き合い、できることから着実に実践していくことです。

本市では、「城陽市環境基本条例」に基づく「第2次城陽市環境基本計画」や、「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」、「第4期城陽市エコプラン」を策定し、市・市民・市民団体・事業者のパートナーシップにより、本市の特徴である豊かな自然と、歴史と文化等を生かした環境共生型のまちづくりを進めています。

また、環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」においても、市民参加型事業や、環境出前講座、城陽市環境フォーラムをはじめとする環境イベントの実施など、精力的な活動が展開されています。

本市では、「自然・人・未来をはぐぐむ、環境共生のまち・城陽」をめざして、市民・市民団体・事業者の皆様方の声をよくお聞きし、対話を重視した取組を進めてまいりたいと考えております。今後とも、各種環境施策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対するご理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成30年(2018年) 12月

城陽市長 奥田敏晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

(昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。)

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の遺した文化を育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議